201401号

消費者被害注意情報

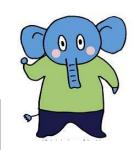
平成26年 4月 21日 島根県環境生活部環境生活総務課 (消費とくらしの安全室) Tel 0852-22-6216

Fax 0852-32-5918

E-Mail syohisen@pref.shimane.lg.jp

勧誘に注意を!

最近、突然の電話で、プロバイダを乗り換えれば、利用料金が安くなると勧誘され、よく理解できないまま承諾し、遠隔操作されてしまったとの相談が、県内でも多く寄せられています。



島根県消費者センター マスコットキャラクター だまされないゾウくん

●パソコンの遠隔操作 とは?

パソコンの遠隔操作機能や遠隔操作用の無料ソフトをダウンロードすることで、自分のパソコン(A)のデスクトップ画面を、操作を依頼した相手のパソコン(B)に表示して、画面の遠隔操作やデータの転送等を行うことができます。

この機能の利用に必要となる操作は、表示された IDとパスワードを相手に伝えるだけで、相手のパ ソコンからすぐに遠隔操作が可能となります。



※参考文献等:(独) 国民生活センター 平成25年6年13日付 報道発表資料

●オプションを付けられて高くなったとの相談も

電話のあった業者から「今よりも料金が安くなる」と遠隔操作によるプロバイダの変更を勧められた際に、勝手に頼んでいない付加サービスに加入させられた。

結局元の料金より高くなっており、解約しようと業者に申出たところ、違約金を請求 された。といった相談が寄せられています。

● クーリング・オフができません。

電気通信サービス(プロバイダ契約を含む)等の契約は、特定商取引法の適用がないため、法律上のクーリング・オフ制度はありません。したがって、口頭の合意のみであっても、プロバイダの変更設定手続き完了後の一方的なキャンセルは難しいと考えられます。

● 消費者の皆さまにアドバイス

業者に自分のパソコンを遠隔操作させると、最終的な契約内容を確認できないだけでなく、自分のパソコンの情報を業者に見られたり、操作されたりするなど、セキュリティを危険にさらす可能性があります。

遠隔操作させる場合は、どのような操作をさせるかきちんと確認し、安易に事業者に 遠隔操作をさせて契約をしないでください。

困ったときには、お住まいの役場の相談窓口又は県消費者センターにご相談ください。

相談電話 県消費者センター0852-32-5916 石見地区相談室 0856-23-3657